

令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

第2準備書面

令和4年6月30日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

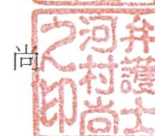
弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



弁護士 瀬 川



弁護士 小 林 貴 樹



本書では、責任論に関する各争点について、東京都の準備書面(2)のうち■■■■警部補の原告島田への取調べに関する部分に対する反論を行う。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

第1 本件任意取調べにおける違法性

1 被告都の主張

被告都は、■■■■警部補の原告島田に対する本件任意取調べが違法とはいえないと主張し、その理由として大要次の4点を挙げる。

- ① 外事一課員は、原告島田に対して、必要な捜査を行い、その結果に基づき原告島田に本件被疑事件1に係る被疑事実当該する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由(犯罪の嫌疑)があると判断して逮捕状を請求し、その発布を得ていた。
- ② ■■■■警部補が恣意的な供述調書を作成した事実はない。
- ③ ■■■■警部補が、原告島田が供述調書を修正する機会を妨害したり、原告島田が指摘した供述調書の修正や自身の認識の記載の依頼に応じなかったりしたなどの事実はない。
- ④ ■■■■警部補が、誘導や詐術的発言、恫喝を含む言動により心理的影響を与えるなどの不当な取調べを行った事実はない。

そこで、これらの理由について順に反論を加える。

2 原告島田の嫌疑及び取調べの必要性について

本件各事件の被疑事実は、原告会社が、本件省令の定める要件に該当する噴霧乾燥器を、必要な許可を得ることなく輸出したというものであるが、原告第1準備書面に記載のとおり、仮に通常要求される捜査を行っていれば、そもそも客観的構成要件該当性が極めて疑わしい

こと（現に該当しない）は認識し又は容易に認識し得たのであり、その意味で原告島田の嫌疑は極めて低い状況にあった。

当然ながら、客観的構成要件該当事実がなければ、客観的構成要件該当事実の認識である故意も存在しえないのであるから、客観的構成要件該当性自体が疑わしいことを認識し又は認識し得た以上、本件任意取調べ当時の、原告島田に対する本件任意取調べの必要性も疑わしいものと言わざるを得ない。

そして、仮に上記の点を措くとしても、本件各事件の被疑事実に関する事情、当時の原告島田の供述内容、その他当時の証拠関係に照らせば、原告島田に対する取調べの必要性は極めて低かったといえる。

(1) 本件各事件の被疑事実に関する事情

本件任意取調べ当時、警視庁公安部が収集し、または収集し得た証拠資料を前提とすれば、少なくとも以下の事情が認められる。

- ① 平成22年10月頃、AGにて噴霧乾燥器の規制要件に関する議論が開始された。これを受けて、平成23年3月2日に経済産業省及びC I S T E Cから、原告会社に対し、生物兵器製造に転用可能な噴霧乾燥器の特徴について教えてほしい旨の依頼がなされた。その際、教示すべき内容として、「漏れを防止する特別な仕様・バイオ（細菌製剤）関連用途で使用される場合の特別な仕様」、「特定の仕様でバイオ（細菌製剤）関連装置を特定できるか」、「噴霧乾燥で菌体類を乾燥する際、他の事例（例えば食品の乾燥）との差異として特殊なことが存在するか」、「バイオ（細菌製剤）関連用途への使用例・細菌、微生物、ウイルスなどの乾燥の使用例等」などが指定された。
- ② 平成24年3月頃、経済産業省の担当者らは、「日本の実情においては蒸気滅菌が妥当」であるとして、AGの規制範囲を蒸気滅菌に

- 限定するよう働きかけたが、他の参加国からの賛同が得られず、A Gの規制文言に依拠することとなった（甲129の1）。
- ③平成24年3月9日、経済産業省の担当者が、原告会社に対して、上記②の働きかけに対する他国の回答のメールを転送した。当該メールにおいては、クロスフローろ過器の規制要件にも同一の文言があり、これによれば「滅菌」にはすべての滅菌方法が含まれる旨の説明がなされていた（甲129の1）。
- ④平成24年3月13日、経済産業省の担当者が、原告会社に対して、上記②の働きかけに対するアメリカ合衆国の回答のメールを転送した。当該メールにおいては、規制対象が蒸気滅菌に限定されない理由について、産業界において実際に利用されているのは、蒸気滅菌ではなく、洗浄液を注入して内部を消毒する設計のものである旨の説明がなされていた（甲129の1）。
- ⑤A Gにおいては、「殺菌」に対応する「disinfected」について、薬液消毒に限定する旨の定義規定が存在した（甲3）。
- ⑥A G公式ウェブサイト掲載の「A G コモンコントロールリストハンドブック」においては、規制対象となる噴霧乾燥器の機種は典型的には医薬品用途のものであり、食品用途やセラミック用途の機種がA G規制の仕様を満たす可能性は著しく低い旨が記載されていた（甲9）。
- ⑦平成24年12月19日、原告島田は経済産業省の担当者から、A Gにおける規制を国内政省令に追加する必要があるとして、A G規制文言の日本語への翻訳案について意見を求められた（甲127の1）。
- ⑧国内政省令が改正された際、我が国独自の規制を行う旨の説明は一切なされなかった。

- ⑨ 経済産業省が，C I S T E C にその作成を委託し，公式ウェブサイトで紹介している「政省令—E U 規制番号対比表」において，本件要件ハについてE U と同一の規制内容である旨の表記がされていた（甲 1 3 1 の 1 及び 1 3 1 の 2）。
- ⑩ 経済産業省の見解として，クロスフローろ過器の規制要件にいう「滅菌または殺菌」と本件要件ハにいう「滅菌または殺菌」の解釈は同一であった。
- ⑪ C I S T E C 発行の解説書「輸出管理品目ガイダンス」においては，「装置を分解せず組み立てた状態で，乾燥粉体が漏れない状態にして，又は製造作業者が粉体を吸入したり，粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができる構造」が規制対象である旨の記載がなされていた（甲 5，甲 6）。
- ⑫ 噴霧乾燥器とは，液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して，溶媒を蒸発させて粉末を得る装置である。
- ⑬ 噴霧乾燥器に関する輸出管理規制が政省令において定められた平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日以降，噴霧乾燥器の輸出につき外為法上のリスト規制に基づく輸出許可申請を行った例は 1 件しかなかった。

(2) 原告島田の供述内容

ア 原告島田は，初回の任意取調べから現在に至るまで，一貫して，平成 2 4 年 3 月 1 3 日付の滅殺菌要件に関する米国のメールの内容（上記④），C I S T E C 発行の解説書「輸出管理品目ガイダンス」（上記⑩）を根拠に，曝露防止の設計がされた C I P（定置洗浄）機能付きの噴霧乾燥器が規制対象機種に該当すると考えていた旨を述べていた（乙 6 の 1 ないし乙 6 の 6，乙 6 の 1 0，乙 6 の 1 9，乙 6 の 2 9，乙 6 の 3 1，乙 6 の 3 2，乙 6 の 3 6，乙 6 の 3 7，乙

6の39等)。また、そのような認識を支える客観的根拠として、CISTEC発行の解説書である「輸出管理品目ガイダンス」に同趣旨の記載がある旨についても、任意取調べの中では繰り返し述べていた。

他方で、本件要件ハの「殺菌」については、たしかに、原告島田は、 警部補から、噴霧乾燥器内部に熱風を送り込めば菌が死ぬだろうと問われた際、死ぬ菌もいるだろうと述べていたが、原告島田は、「殺菌」に関する具体的な解釈を持ち合わせていたわけではない。原告島田は当時、原告会社の海外営業担当の取締役であり、細菌分野についての技術的知見がなく、微生物殺滅法ないし滅菌・殺菌の意義については理解していなかった(乙6の3, 乙6の5, 乙6の7等)。

そして、原告島田は、熱風で菌が死ぬかどうか(ないし「殺菌」の可否)と「定置した状態で内部の滅菌または殺菌をすることができるもの」(ないし規制対象)に該当するかどうかは別問題と考えており、実際に、熱風で菌が死ぬことをもって後者に該当するという認識ないし発想はなかった旨を述べていた(乙6の1, 乙6の3, 乙6の4, 乙6の6, 乙6の7, 乙6の35, 乙6の36等)。

イ なお、被告都は、「原告島田の供述が、噴霧乾燥器規制が開始される前に経済産業省から原告島田に示されていた規制要件(「殺菌」の方法に乾熱殺菌を含むあらゆる方法が含まれるとする解釈)と矛盾して」いたと主張するが(被告都準備書面(1)39頁, 被告都準備書面(2)32頁), 事実には反する。

この点、被告都の主張は、平成24年3月12日に、経済産業省担当者が原告島田に対して送付したメール(甲129の1)を指すものと思われる。

平成24年3月頃、経済産業省及びC I S T E Cは、A Gにおいて噴霧乾燥器の規制要件について協議している際、「日本の実情においては蒸気滅菌が妥当」であると判断し、経済産業省担当者が他のA G参加国に対して、蒸気滅菌に限定することの当否について意見を求めたが、他の参加国からは、湿熱による蒸気滅菌法に限らず、乾熱による滅菌法であっても十分な滅菌効果が得られることから規制対象に含むべき旨、クロスフローろ過器における規制範囲と同様に、滅菌方法を限定すべきでない旨、産業界においては蒸気滅菌よりC I Pによる消毒の方が一般的である旨などが回答された。そして、これを受けて、経済産業省担当者は、「日本の実情においては蒸気滅菌が妥当なのかもしれませんが、デンマークの返答にあるとおり、乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来るとのことなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないか思います」と述べていたのである。

このような経緯から明らかなとおり、経済産業省担当者の発言は、日本法ではなくA Gの規制範囲について述べたものである上、その内容も、滅菌と殺菌の区別がついておらず（他のA G参加国は、滅菌の範囲を蒸気滅菌に限定すべきか否かという日本からの問いに対して、クロスフローろ過器と同様、滅菌方法は限定されない旨の回答をしたにとどまる。現にA Gの規制範囲において disinfected は限定されている。）、誤っていた。

したがって、被告都の主張は、日本法ではなくA Gの規制範囲について述べたものであり、かつ、「殺菌」ではなく「滅菌」の範囲について述べたものである点で、事実と反する。

(3) 嫌疑の内容

ア 上記(1)の各事情に照らすと、以下の事実が認められる。

経済産業省及びC I S T E Cは、A Gにおいて噴霧乾燥器の規制が議題に上がった当初から、規制対象である噴霧乾燥器については、曝露防止機能等の付された、食品用途とは異なる特殊な設計であることを念頭においており、原告島田にもそのように説明をしていた(①)。実際に、C I S T E C発行の解説書においては、曝露防止設計のものが規制対象機種である旨の説明がなされ(①)、A Gの解説書においても主に医薬品用機種が規制対象であり、食品用途等は基本的に該当しない旨が記載されていた(⑥)。

また、A Gの他の参加国は、クロスフローろ過器の項には、「殺菌」に相当する「disinfected」を薬液消毒に限定する旨の定義規定があるところ(⑤)、本件要件ハ(に相当する要件)は、このクロスフローろ過器と同一の規制であり、また、規制対象となる噴霧乾燥器としては、蒸気滅菌仕様のものよりもC I P仕様のものの方が産業界において一般的であると理解しており、原告島田は経済産業省からそのとおりに通知されていた(③④)。なお、クロスフローろ過器の規制要件と噴霧乾燥器の規制要件で、「滅菌又は殺菌」の解釈は共通であるというのは、経産省の見解とも合致するものであった(⑩)。

そして、国内政省令案について、経済産業省は、原告島田に対し、A Gにおいて合意された規制を国内法に「翻訳」して追加するものである旨の説明を行っていた(⑦)。

その後、改正国内政省令が公布・施行される際に、経済産業省は、日本独自の規制を実施する旨の説明を一切行っておらず(⑧)、かえって、経済産業省公式ウェブサイトに掲載されていた資料においては、27か国が参加するE Uと規制範囲が同一である旨の表記がなされていた(⑨)。

そして、噴霧乾燥器内部に熱風を送り込む機能は、全ての噴霧乾燥器が原理的に備える機能であるところ、噴霧乾燥器に関する輸出管理規制が政省令において定められて以降、他社が噴霧乾燥器の輸出につき外為法上のリスト規制に基づく輸出許可申請を行った事例は、ほぼなかった(⑫⑬)。

イ そのうえで、上記(2)の原告島田の供述内容も前提にすれば、任意取調べ当時の証拠関係に照らした原告島田の嫌疑とは、

- ① 国内法の基となった国際ルールにおいてはC I P機能（または蒸気滅菌機能）付き機種が規制対象として想定されており、
- ② また、その規制趣旨から、曝露防止設計の施された特殊な機種が規制対象となると、経済産業省及びその関連団体であるC I S T E Cが想定し、
- ③ 国内の解説書においても曝露防止設計のものが規制対象機種である旨の説明がなされ、
- ④ 原告島田がこれらを認識していたという経緯の中、
- ⑤ 経済産業省も日本独自の規制を行う旨を周知することなく、かえって他のA G参加国と同一の規制範囲と公表し、
- ⑥ 同業他社も自社製品が規制に該当するとはほとんど考えていなかったが、
- ⑦ 原告島田は、日本が実は国際ルールと異なる独自の規制範囲（全ての噴霧乾燥器が原理的に有する機能である熱風で何らかの菌が死にさえすれば規制対象機種となるという広範な規制範囲）を採用していることを知っており、
- ⑧ 罪を免れるため、国内法とは異なる規制であることを知りながらあえて国際ルール及びC I S T E Cの解説書に依拠した見解を述べ、否認している

という嫌疑であったことになる。

(4) 本件任意取調べの必要性が低いこと

しかし、輸出管理においては、国際協調が重視されていることから（訴状19頁）、日本が独自の規制をするということは、輸出管理の実効性を没却する対応であり、通常想定しがたい。また、仮に日本がその実情に合わせて独自の規制範囲を設けるのであれば、経済産業省担当者の発言等に照らすと、むしろ蒸気滅菌に限定されるはずである（上記②）。

したがって、上記嫌疑は、それ自体極めて不自然かつ不合理な嫌疑であって、かつ、当時収集し又は収集し得た証拠資料と矛盾する内容でもあったのでもあるから、このような嫌疑が合理的に存在したというためには、相当強固な根拠が必要である。

しかし、これらを疑わせる資料は一切なく、原告島田は上記のとおり認識を当初から一貫して正直に述べていたのであるから、上記嫌疑を追及するための取調べを行う必要性は皆無であったというほかない。

■■■■警部補がこのような不合理な嫌疑に基づいた取調べを行ったのは、警視庁公安部が経済産業省を巻き込んで解釈を歪めた結果、これに応じた故意ないし違法性の認識の自白調書を作成する必要に駆られたためである。

3 ■■■■警部補が事前に恣意的な供述調書を作成していたこと

- (1) 被告都は、■■■■警部補は供述調書のドラフト（下書き）を作成し、原告島田に対して更なる取調べを行った上で、供述調書の内容の読み聞かせ等を行っていたなどと主張する。しかし、かかる主張は事実と異なる。

すなわち、■■■■警部補の原告島田に対する取調べでは、供述調書が取調開始前に下書きの形ではなく調書の形ですでに完成・印刷されており、■■■■警部補は、更なる取調べを行うことなく、原告島田に対して署名指印を要求していたのであり、■■■■警部補が事前に作成していたのは、まさに供述調書そのものであった。

- (2) また、供述調書の内容も、取調べにおける原告島田の供述を反映したのではなく、■■■■警部補が恣意的に作成したものであった。

この点、被告都は、原告島田が供述調書に誤りがないことを確認した上で署名及び指印をしているなどと主張する。しかし、原告島田が、供述調書の内容につき誤りのない旨を申し立てたことはない。原告島田は、後述のとおり、閲覧の機会も十分に確保されず、逮捕という不利益を警告され、かつ、増減変更申立に応じてもらえず、また応じない旨の発言を受けたことから、■■■■警部補に言われるがまま供述調書に署名押印をしていたのである。また、各供述調書末尾に「以上のとおり録取して読み聞かせた上閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した」と記載されているが、かかる文言は、原告島田が署名指印をしたのちに、■■■■警部補が勝手に記載したものであった。

本件では、原告島田が供述調書の修正を申し立てたことや、ペンの借用を申し出たことには争いがないところ、仮に、供述調書の内容が原告島田の発言に沿ったものであれば、原告島田が修正を申立てることはおろか、修正箇所をまとめて指摘するためにペンの借用を申し出るはずがない。原告島田が供述調書の修正を申し立てたことや、ペンの借用を申し出たこと自体、調書の内容に誤りが含まれていたことの証左である。

- (3) 刑事訴訟法 198 条 3 項は、取調捜査官が供述を録取することができる旨を認めているものの、供述調書を事前に作文することは認めていない。また、被疑者が供述していないことや被疑者の供述の趣旨とは異なることを供述調書に記載することが許されないことも当然である（甲 140）。

したがって、このような恣意的な供述調書を事前に作成する行為は、刑事訴訟法 198 条 3 項に違反する行為であるのみならず、実体的真実主義及び適正手続（同法 1 条）に反するものとして、国賠法上違法である。

なお、仮に被疑者が事後的に供述調書に誤のないことを申し立てたとしても、当該申し立ては捜査官による供述調書作成後の手続き（同法 198 条 4 項及び同 5 項）に過ぎないから、これによって供述調書作成行為の違法性は左右されないというべきである。

4 原告島田が供述調書を確認・修正する機会を不当に妨害したこと

- (1) ■■■警部補が供述調書を原告島田に対して一度しか読ませず、誤りを指摘するたびに供述調書を取り上げた行為について

被告都は、当該行為を否認するが、事実と異なる。

この点、原告島田が取調べの際にペンの借用を申し出たものの貸与しなかったことについては当事者間で争いが無いが（被告都準備書面(1)）、原告島田がこのような申し出を行ったのは、原告島田の供述調書が、上記 3 のとおり、事前に作成され、かつ、その内容も原告島田が述べた内容とは異なるもので、随所に訂正すべき箇所が存在していた中で、一度しか供述調書の閲覧が許されず、修正箇所を指摘するたびに調書を取り上げられていたため、修正箇所を一度でまとめて指摘する必要があると考えたからであった。

仮に、原告島田において供述調書を十分に確認する機会が与えられ、修正箇所を満足以指摘することができていたのであれば、原告島田がわざわざペンを借用してまとめて修正箇所を指摘する必要はなかったはずである。原告島田がペンの借用を申し出たこと自体が、■■■■警部補が供述調書の確認及び修正する機会を妨害していたことの表れである。

このような行為は、供述者が調書の記載の正確性を確かめる機会を奪う行為として、刑事訴訟法198条4項に違反する行為であるのみならず、実体的真実主義及び適正手続（同法1条）に反するものとして、国賠法上違法である。

(2) ペンの貸与を拒否した行為について

被告都は、原告島田がペンの借用を申し出たこと及びこれを拒否したことは認めるも、被疑者の自傷行為や取調官の受傷事故防止の観点から拒否したものである旨を主張する。

しかしながら、原告島田の取調べにおいては、ペンは常に机上に置いてあり、原告島田が手を伸ばせば届く位置にあったのであり、上記自傷行為及び受傷事故防止のための特段の措置は採られていなかった。また、原告島田の被疑事実は暴行や傷害等の粗暴犯にかかるものではなかったうえに、原告島田は粗暴犯の前科前歴もなく、39回にわたる任意出頭要請にも真摯に応じていたことから、自傷行為や他傷行為に及ぶ具体的なおそれは全く存在しなかった。

以上の事実に照らすと、■■■■警部補が、被疑者の自傷行為や取調官の受傷事故防止を理由に、原告島田のペンの借用の申し出を拒否したとは到底認められない。

他方で、上記3のとおり、**■**警部補が、原告島田の供述調書を事前に作成していたこと等の事情に照らすと、**■**警部補がペンの貸与を拒否した理由は、まさに供述調書を自らの考えるストーリー通りの内容にしたかったからに他ならない。

したがって、被告の主張は失当である。

そして、上記行為は合理的理由なく、被疑者の調書閲覧の機会を妨げ、調書の修正を妨害する行為であって、刑事訴訟法198条4項に違反する行為であるのみならず、実体的真実主義及び適正手続（同法1条）に反するものとして、国賠法上違法である。

(3) 交換条件の提示について

ア 被告都は、当該行為を否認するが、事実と異なる。

■警部補は、事前に自らの考えるストーリーに沿った供述調書を作成した上、原告島田が供述調書について増減変更を申し立てると、**■**警部補は、嘘と決めつけてこれに応じなかったり、削除した箇所に取り代わりに入れるべき表現を原告島田が思いつかない限り増減変更に応じなかったりした。また、形式的には削除に応じても同趣旨の文言を入れ直すなどし、実質的に増減変更申立を拒否した。

後述4(4)及び(5)のとおり、原告島田は、供述調書の修正を申し立て、ついには、「もう協力したくない。私が言った内容を書類にしてもらえないし。」(乙6の18)、「私が話した内容が悪意のかたまりみたいな書類にされている」(乙6の19)などと抗議するに至っているのであるから、原告島田が常に供述調書の内容に納得していない状態にあったことは明らかである。そして、そのような状態であったにもかかわらず、原告島田の供述調書には、増減変更申立がなされたものが1通も存在しない。このことは、**■**警部補が原告島

田の増減変更申立てを拒否し続け、これにより原告島田が意に沿わない調書への署名指印を拒否する自由を侵害されていたことの証左である。

そして、被疑者の供述を録取した調書については、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならないとされており（刑事訴訟法198条4項）、取調官は、被疑者が申し立てた増減変更内容を調書に記載する義務を負っている（大阪地判平成28年3月25日判例タイムズ1425号265頁参照）。そうすると、 警部補の、原告島田が交換条件に応じない限り修正に応じず、あるいは同趣旨の文言を挿入することで実質的に修正に応じなかった行為は、同条項に反するものであり、国賠法上違法というべきである。

イ この点、被告都は、 警部補には交換条件を提示する理由や必要がないなどと主張する。

しかしながら、 警部補は、上記3のとおり、自らの考えるストーリーに沿うよう事前に恣意的な供述調書を作成していたのであり、原告島田の増減変更の申立に応じれば、かかる目的が達せなくなるのであるから、交換条件を提示する理由等は存在した。すなわち、本来、被疑者の増減変更の申立に対してこれに応じるか否かの裁量は取調官に存在しないが、原告島田がそのような法律知識を有していないことを奇貨として、原告島田をして、自分の要請に応じてもらおう代わりに相手の要請にも応じなければならないとの心理状態に陥らせ、自白調書を維持する動機があった。そして、実際に、原告島田は、上記4(1)、同(2)や後述5(4)、同(5)のとおり、閲覧の機会も十分に確保されず、逮捕という不利益を警告され、かつ、後述4(4)ないし(6)及び5(3)のとおり、増減変更申立てに応じてもらえず、

また応じない旨の発言を受けたことから、現に、そのような交換条件をのまざるを得ないとの心理状態に陥り、署名押印に応じることを余儀なくされた。

- (4) 内部の粉体が外部に飛散しない構造で、かつC I P機能を備えた薬液消毒可能なものが本件要件ハに該当する噴霧乾燥器であるとの認識を供述調書に記載するよう原告島田が求めたところ、これを拒否した行為について

ア 被告都は、当該行為の事実は認めるも、当該行為の理由について、原告島田の供述が、噴霧乾燥器規制が開始される前に経済産業省から原告島田に示されていた規制要件と矛盾しており不自然であったため、記載することができない旨を原告島田に対して説明したところ、原告島田が納得したためであると主張する。

しかし、原告島田はそのような説明を受けたことはない。

また、仮に説明を受けていたとしても、原告島田は、取調べ開始当初から一貫して「定置」すなわち曝露防止の設計がされたC I P機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が該当すると認識していた旨を述べており、特に、当該認識は、自身が故意を否認する核心的理由であって、現にペンの借用を申し出たり、修正を申し立てたりし、ついには、「もう協力したくない。私が言った内容を書類にしてもらえないし。」「私が話した内容が悪意のかたまりみたいな書類にされている」などと抗議するに至っていたのであるから、当該認識を供述調書に記載しないことにつき納得することはあり得ない。

なお、上記4(3)のとおり、増減変更申立てを拒否する権限は取調官には存在しないにもかかわらず、内容が不自然であれば増減変更

申立てに応じなくてよい旨を申し向ける行為は、偽計により被疑者を欺罔し、その意思決定の自由を侵害する行為である。

したがって、仮に被告都の主張するとおりの説明がなされたのであれば、■■■■警部補の当該行為は国家賠償法上違法である。

イ また、被告都は、原告島田の供述が経済産業省から原告島田に示されていた規制要件（「殺菌」の方法に乾熱殺菌を含むあらゆる方法が含まれるとする解釈）と矛盾しており、このような矛盾点を追及する取調べは取調官として当然の行為であって、違法となるものではないと主張する。

しかしながら、上記 2 (2)イのとおり、被告都が主張するような経済産業省の見解は存在しない。

また、そもそも原告島田は、上記 2 (2)アのとおり、「殺菌」に熱風による菌の殺滅が含まれるかについて否認していたのではなく、細菌を取り扱う場合で「定置した状態で」とあることから曝露防止の設計がされた C I P 機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が該当すると考えていた旨を述べていたのであり、仮に被告都が主張するような経済産業省の説明があったとしても、これと矛盾するものではない。

したがって、このような■■■■警部補の行為は、何らの合理的な根拠・理由を示すこともなく、単に自己の見解を押し付けるものであって、客観的な証拠との不整合を指摘したり、事実関係を追及・確認したりしたものともいえないのであるから、追及や説得やの域を超える違法なものというべきである。

なお、当時、外事一課員が合理的な根拠・理由を示すことなく、追及的な取調べを行うことは、原告島田のみならず、原告会社の他の従業員に対しても行われていたところである（甲 1 4 1 の 1，甲 1

41の2)。例えば、原告会社従業員であった青木良介に対して、同人は輸出にも経営判断にも関与していなかったにもかかわらず、「覚えてません、国内なのでわかりませんは（被疑者である）あなたは通用しません」、「初回からのりくりした回答で終始している」などと根拠なく非難する発言を行っている。このような不当な追及的取り調べについて、原告会社は弁護士を通じて、警視庁公安部外事一課員である■■■■氏に抗議を入れているが、原告島田や原告会社従業員に対する取調べが改善されることはなかった。

ウ さらに、被告都は、亡相嶋が業務運営会議でC I P等の機能が付いたものが該当すると発言しておいたにもかかわらず、その後同人は供述を翻していたことから、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器について、内部の粉体が外部に飛散しない構造で、かつC I P機能を備えた薬液消毒可能なものであると考えていたという原告島田の供述の真実性に疑念が生じていたと主張する。

しかし、上記(3)アのとおり、仮に疑念が生じていたとしても、増減変更申立てを拒否することは許されないから、■■■■警部補の行為が違法であるとの結論は左右されない。

また、原告島田は、C I S T E C発行の解説書等の記載から、C I P（定置洗浄）や曝露防止機能が付いているものが規制対象機種である認識していたのであり、亡相嶋からそのように説明されたからではないし、その旨を任意取調べ当初から一貫して述べていた。

被告都が主張する変遷とは、亡相嶋が「ほとんど該当しない」旨の発言をした際に、その理由まで亡相嶋が実際に発言したか否かの点に関する変遷であり、原告島田自身の認識の内容や根拠といった核心部分に変遷はない。原告島田は、取り調べ開始当初から一貫して上記の認識を述べていたのであるから、仮にそのような変遷があっ

たとしても、このことから合理的な疑念が生じていたとは認められない。

- (5) 「ガイドンスに従って非該当と判断し許可が必要でないと思い、無許可で輸出した」旨を供述調書に記載するよう原告島田が求めたところ、これを拒否した行為について

ア 被告都は、当該行為の事実は認めるも、その理由について、原告島田の供述には根拠が認められず不自然であったため、記載することができない旨を原告島田に対して説明したところ、原告島田が納得したためであると主張する。

しかし、原告島田がそのような説明を受けたことはない。また、仮に説明を受けていたとしても、原告島田は、取調べ開始当初から一貫してC I S T E C発行の解説書（ガイドンス）に基づいて曝露防止の設計がされた噴霧乾燥器のみが規制対象に該当すると考えていた旨を述べているのであり、「ガイドンスに従って非該当と判断し許可が必要でないと思い、無許可で輸出した」旨を供述調書に記載しないことにつき納得することはあり得ない。

また、増減変更の申立に対して、取調官が納得できないからといってこれに応じないことは許されないのであるから、当該申立にかかる供述を調書に記載していないこと自体違法である。

あなお、上記のとおり、増減変更申立を拒否する権限など取調官には存在せず、仮に不自然であったとしても、増減変更申立には応じなければならない。そうであるにもかかわらず、内容に根拠がなければ増減変更申立に応じなくてよい旨を申し向ける行為は、偽計により被疑者を欺罔し、意思決定の自由を侵害する行為である。し

たがって、仮に被告都の主張するとおりの説明がなされたのであれば、■■■■警部補の当該行為は国家賠償法上違法である。

イ また、被告都は、原告島田の供述は明らかに事実と異なっており、その矛盾点を追及する取調べは許容されると主張する。

しかし、矛盾の有無によって増減変更申立てに応じる義務が免除されるわけではなく、増減変更申立に応じないことは違法である。

また、仮にその点を措くとしても、原告島田の供述に矛盾は認められなかったのであり、被告都の主張は失当である。

すなわち、原告島田は、規制対象機種について、上記2(2)のとおりガイダンス記載のとおり認識を持っており、これを従業員にも伝えていたものの、そのような機種は主に医薬品製造用のもので、特注品でないかぎり原告会社で製造することはなかったことから、当該認識を該非判定基準として社内文書を作成してまでは残さなかったこと、および自身が原告会社の該非判定委員を務めているものの、実際に個々の輸出行為に際しては他の委員が判定をしており、自身が同委員として該非判定をしたことがない旨を述べたにすぎない。

被告が指摘する記述はいずれも■■■■警部補が不正確に要約し、恣意的な評価を加えた表現であって、原告島田の規制対象機種にかかる認識及びその根拠がガイダンスであることは全く矛盾しない。

したがって、このような■■■■警部補の行為は、何らの合理的な根拠・理由に基づかずに、被疑者の弁解を虚偽と決めつけるものであって、追及や説得やの域を超える違法なものというべきである。

被告都の主張は、原告会社において社内文書の形で上記認識が残されていないことと、原告島田の認識を意図的に混同させる不当なものである。

(6) 乾熱殺菌が業界において非常識であり，一切発想したことがない旨を供述調書に記載するよう原告島田が求めたところ，これを拒否した行為について

ア 被告都は，当該行為の事実は認めるも，その理由について，原告島田の供述は証拠資料と矛盾していたため記載することができない旨を原告島田に対して説明したところ，原告島田が納得したためであると主張する。

しかし，原告島田がそのような説明を受けたことはない。また，仮に説明を受けていたとしても，原告島田は，取調べ開始当初から一貫して熱風で菌が死滅することをのみをもって規制に該当するなどという発想はなかった旨を述べているのであり，乾熱殺菌について一切発想したことがない旨に記載しないことについて納得することはあり得ない。

また，増減変更の申立に対して，証拠資料と矛盾するからといってこれに応じないことは許されないのであるから，当該申立てにかかる供述を調書に記載していないこと自体違法である。

なお，上記(3)アのとおり，増減変更申立てを拒否する権限など取調官には存在せず，仮に不自然であったとしても，増減変更申立てには応じなければならない。そうであるにもかかわらず，証拠資料と矛盾があれば増減変更申立てに応じなくてよい旨を申し向ける行為は，偽計により被疑者を欺罔し，意思決定の自由を侵害する行為である。したがって，仮に被告都の主張するとおりの説明がなされたのであれば， 警部補の当該行為は国家賠償法上違法である。

イ また，被告都は，原告島田の供述が明らかに事実と異なっていたため，これを追及する取調べは許容されると主張する。

まず、証拠資料との矛盾の有無によって増減変更申立てに応じる義務が免除されるわけではなく、増減変更申立てに応じないことは違法である。

また、仮にその点を措くとしても、上記2(2)イのとおり、被告都が主張するような経済産業省の見解は存在しない。

そもそも原告島田は、微生物殺滅法に関する知見がなく、「殺菌」にいかなる殺菌方法が含まれるかという解釈論について自らの意見を述べたことはない（それゆえ、後述5(1)のとおり、「殺菌」の法解釈論について、 警部補の不当な誘導を受け、誤信するに至った）。

原告島田は、乾熱で菌が死ぬか否かについて否認していたのではなく、本件政省令が細菌を取り扱う場合を想定しており、かつ「定置した状態で」とあることから、曝露防止の設計がされたC I P機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が該当すると考えており、熱風によって「滅菌または殺菌」を達成するという発想はなかった旨を述べていたのである。

すなわち、粉体製造後に熱風のみを長時間送り続ければ、粉体が外部に飛散し「定置」の意味を失わせることになるばかりか、粉体が焦げ付いたり発火したりするリスクもあることから、そのような利用方法はあまりに非常識的であり、およそ当業者にそのような発想を持つものはいない。このことは、 警部補が同業他社であるアイエスジャパンから平成29年12月4日に聴取したとおりであり、過去に許可申請が1件しかなかったことから明らかである（なお、「乾熱の方法で装置内部を殺菌している取引先」（乙6の10）とは、分解洗浄後に、液体を噴霧せずに熱風のみを送り続けることで内部に残った水分を飛ばし、雑菌の繁殖を防ぐ利用者がいたとい

うにとどまるものであり、本件要件への想定する滅菌・殺菌の場面とは異なる)。

実際、原告島田は、熱風を入れれば菌が死ぬだろうと■■■■警部補に問われたため、そういう菌もいるのではないかと回答したことはあるが、熱風で何らかの菌が死ぬことは直ちに本件要件への該当性を意味せず、これをもって「定置した状態で内部の滅菌または殺菌ができるもの」にあたるとは考えたことがない旨も述べている。

したがって、このような■■■■警部補の行為は、原告島田の供述に合理的な根拠が存在し、それを認識しているにもかかわらず、何らの合理的な根拠・理由を示すことなく、原告島田の供述を虚偽と決めつけた上、単に自己の見解を押し付けるものであって、客観的な証拠との不整合を指摘したり、事実関係を追及・確認したりするようなものとはいえないのであるから、追及や説得の域を超える違法なものというべきである。

被告都の主張は、「殺菌」に関する供述と「定置した状態で」ないし本件要件へ全体への該当性に関する供述とを意図的に混同する不当なものである。

- 5 ■■■■警部補誘導や詐術的発言、恫喝を含む言動により心理的影響を与えるなどの不当な取調べを行ったこと
- (1) ■■■■警部補が、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当するなどと述べた行為について

被告都は、当該行為を否認するが、事実と異なる。■■■■警部補は、熱風により何らかの菌がある程度死ねば「殺菌」に該当するとの解釈を述べていた（甲142，143）。

この点、被告都は、原告島田が「亡相嶋は私に、『殺菌では、菌が生き残っている状態もあり得る』と指示をした」(乙6の7)と供述していたことから、原告島田自身が、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当すると認識していたと主張するが、事実と異なる。また、仮に亡相嶋による当該指示があったとしても、原告島田自身が必ずしも、当該指示をもって、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当すると認識したとは限らないのであり、ゆえに、被告都の主張には論理の飛躍があり失当である。なお、被告都が指摘する乙6号証の7の記述は、殺菌が元々学術的な定義の存在しない用語であり少しでも菌を殺してさえいれば殺菌と云うことことから、AGの規制文言にいう「disinfected」の訳としては不適である旨の亡相嶋の発言であり、むしろ、「殺菌」が「disinfected」(消毒)であることを認識していたことを示す発言である。

(2) ■■■警部補が、原告会社製噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていたことが発覚したと原告島田に述べたことについて

ア 被告都は、当該行為の事実は認めるも、虚偽を告げたものではないと主張する。しかし、以下のとおり、当該発言が虚偽であることは明らかである。

イ 被告都も認めるとおり、■■■警部補は原告島田に対し、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていたことが発覚したと告げ、後日原告島田から納入先を確認されると、原告会社製の噴霧乾燥器がある場所については捜査中であるなどと述べていた(被告都準備書面(1)40頁・第1の5(2)ア(オ) b)。

納入先が不明であれば、当然「あってはならない場所」に納入されたかどうか不明なのであるから、それは「あってはならない場所」に納入された事実が確認されていなかったことを意味する。

すなわち、■■■■警部補は、実際には原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入された事実は確認されていなかったにもかかわらず、そのような事実が確認されたと虚偽を述べたのである。被告都は、■■■■警部補の発言が虚偽であったことを自認しているのである。

ウ また、被告都は、原告島田が、搜索差押後の調査において、上海大川原が噴霧乾燥器を販売した会社の親会社が経済産業のブラックリスト（外国ユーザーリスト）掲載の会社であることが分かり、まずいことをしたと述べており、任意取調べ以前に、原告会社が関与する噴霧乾燥器が不適切な会社に納入されていたことを認識していたなどと主張するが、事実と異なる。

原告島田は、原告会社では納入製品の軍事転用を防ぐため、外国ユーザーリストに掲載されてる会社には販売しないこととされているものの、今回の捜査を受け、念のため納入先を精査した旨、及び、その結果、納入先そのものに問題のある会社は見当たらなかったものの、その親会社が当該リストに掲載されている納入先が発見されたことから、当該納入先から親会社に譲渡されたとしたら非常に良くない旨を述べたにとどまる（なお、原告会社製噴霧乾燥器が当該納入先から親会社に譲渡された事実や、当該噴霧乾燥器が軍事転用された事実は、その後現在に至るまで確認されていない。）。

当該納入先そのものは、経済産業省の外国ユーザーリストに掲載されていない、特に「不適切」でない会社であり、そうである以上、

原告島田としては、原告会社が関与する噴霧乾燥器が不適切な会社に納入されたとは認識していなかった。

むしろ、原告島田は、法律上は必ずしも求められていない「軍事転用しない旨の誓約書」を取引先に提出させるほど、自社製品が決して軍事転用されないように意を払っていたのであり、そのような原告島田に、自社製品が「不適切な会社」に納入されている旨の認識などあったはずがない。

ウ 以上の事実からすると、上記の ■■■警部補の発言は、原告島田に対して、「あってはならない場所」すなわち兵器の開発研究を行う場所に原告会社製噴霧乾燥器が納入されていたなどと虚偽を述べることで、強い罪の意識や責任を感じさせるものであり、弁解を妨げる不当な心理的影響を与えるものであって、原告島田の意思決定の自由を侵害する、社会通念上の相当性を逸脱した行為である。

したがって、当該行為は国家賠償法上違法である。

(3) 発言した内容を調書にしてもらえないならもう協力したくないと述べる原告島田に対して、■■■警部補が、供述調書は供述書ではなく調書なので被疑者が言う内容をそのまま書類にする必要はない等と述べた行為について

ア 被告都は、原告島田及び■■■警部補が上記内容の供述をしたことは認めている一方(被告都準備書面(1)40頁)、■■■警部補の供述は、取調べの過程において被疑者が述べたことを一言一句そのまま書類に記載することは要しない旨を述べたものであり、原告島田の供述を供述調書に録取しないことを述べたものではないと主張する。

しかしながら、原告島田は、取調べの過程をすべて供述調書に記載するよう求めたものではなく、■■■警部補が作成した供述調書の

内容が自身の発言内容と異なっており、増減変更を申し立てても応じてもらえなかったことから、任意取調べに協力したくない旨を述べたものである。すなわち、原告島田は、上記4(2)、同(4)、同(5)のとおり、供述調書に対してペンで削除すべき箇所を列挙しようとして断られ、規制対象は曝露防止設計のC I P機能付きの機種であると認識していた旨やその根拠がガイダンス（C I S T E C発行の解説書）であることを記載するよう求めても応じてもらえないなど、調書に自らが説明していない内容が記載されたり、自らが説明した内容が記載されなかったりしたことがあったため、これ以上協力したくない旨を述べるに至ったのである。

このような経緯の中で原告島田の発言を受けてなされた上記██████警部補の発言は、原告島田の供述内容を正確に供述調書に記載する必要はないとの趣旨及び増減変更申立てには応じないという趣旨の発言というほかない。

また、供述調書の作成について捜査官に一定の裁量が認められるとしても、それは、取調べの過程を供述調書に全部録取するか一部の録取にとどめるかの自由であって、供述していないことを調書に記載したり、原供述と趣旨を違えて録取したりことは許されないし（甲140）、当該調書に対する増減変更申立てに応じるか否かについては捜査官に裁量はない。したがって、██████警部補の上記発言は、それ自体法令違反を宣言するに等しい発言である。

そして、██████警部補の上記のような発言は、原告島田に対して、自身の供述調書には██████警部補の意向に沿った供述しか記載されず、自身の正直な認識を話しても無駄であると認識させるものであり、後述5(4)及び同(5)の認めなければ逮捕されるという恐怖とあいまって、捜査機関のいうとおり供述調書の作成に応じるほかないとの心

理状態に陥らせるものであって、社会通念上相当と言える限度を超えた違法な行為である。

イ この点、被告都は、[]警部補が「納得できないと言った内容は、書類にしていないが。」と述べることに対し、原告島田が「確かにそうだが」と述べたなどと主張するが、事実と異なる。

原告島田は、取調べ開始当初から一貫して規制対象機種に関する上記認識及びその根拠を述べていたのであり、これらに反する供述調書の内容に納得することはあり得ないし、仮に納得していたのであれば、原告島田が発言した内容を調書にしてもらえないなら協力したくないなどと言うはずもない。

(4) []警部補が「そんなこと言っていたらセイシン企業の []さんのようになるぞ」、「過去の不正輸出の事例では殆ど逮捕されている。今回もそのようになる。該当と知っていたと認めないと不利になる」と発言したことについて

ア 被告都は、[]警部補が過去の不正輸出の事例では殆ど逮捕されている旨の発言及びセイシンの []さんみたいになりたいんですかと発言した事実は認めている。

実際には、[]警部補は、過去の不正輸出の事例ではほとんど逮捕されている旨の発言に続けて、「今回もそのようになる」「該当と知っていたと認めないと不利になる」などと発言したものであるが、仮にその点を措くとしても、[]警部補の上記発言は、過去の同種事案ではほとんどの被疑者が逮捕されている旨を示すとともに、原告島田も現に同種事案で逮捕起訴され有罪判決を受けたセイシン企業の役員である []氏みたいになる旨の発言であり、これは、身柄

拘束や起訴，ひいては有罪判決という否認の不利益を警告することで脅迫し，自白を誘引するものと言わざるを得ない。

イ この点，被告都は，■■■■警部補の「過去の不正輸出の事例ではほとんど逮捕されている」との発言は，事実を摘示した上で責任者としての見解を問い質すものであったなどと主張するが，過去の不正輸出の事例でほとんど逮捕されているか否かはおよそ責任者としての見解と関連性がない。換言すれば，過去の同種事案の被疑者らに嫌疑及び罪証隠滅または逃亡の恐れが認められていたことを知っているか否かによって，“責任者としての見解”の内容は左右されないのであるから，当該主張は当を得ない。

ウ また，被告都は，■■■■警部補は「セイシンの■■■■さんみたいになりたいんですか」と述べて真相を究明するために説得を尽くしていたなどと主張する。しかし，仮にそうだとすれば，■■■■警部補は原告島田が真相を話していないとの前提に立った上で，真相を話さなければ「セイシンの■■■■さんみたいにな」と申し向けたということであるから，結局，身柄拘束や起訴，ひいては有罪判決という否認の不利益を警告することで脅迫し，自白を誘引するものと言わざるを得ない。

原告島田が，自己の規制対象機種に対する認識及びその根拠を取調べ開始当初から一貫して述べていたことに照らすと，■■■■警部補の上記発言は，原告島田の当該供述が真相でない，すなわち虚偽であると決めつけた上で，「他の被疑者の供述やそれまでの捜査により判明した事実」に照らすことなく（被告都準備書面(2)28頁・第3の1(2)参照。なお，過去の同種事案ではほとんど逮捕されているという事実がこれに当たらないことは言うまでもない。），身柄拘束の不

利益を示して威迫し自分の意図する答えを述べるよう迫ったものと言える。

このような取調べは、供述の真偽を確認し、あるいは記憶を喚起するという真相究明目的の範囲を超えるものであり、もはや警察官が脅迫によって被疑者に回答を押しつけることと変わらないといわざるを得ない。

まして、原告島田の嫌疑は上記2のとおり極めて低い状況にあったのであるから、このような取調べが許容される余地などない。

したがって、このような■■■■警部補の発言は、社会通念上相当と言える限度を逸脱した、違法な行為である。

- (5) ■■■■警部補が「そんなことを言っているのはあなただけだ。社長と相嶋さんは該当すると認めている」、「そのようなことを言い続けるとあなただけが逮捕されることになるぞ」などと虚偽の事実を述べた行為について

被告都は、当該行為を否認するが、事実と異なる（甲141の1、143）。上記行為が存在したことは、原告会社が、そのような行為について、警視庁公安部が外事一課員である■■■■氏に対して抗議していたことが何よりの証左である。

第2 本件弁解録取の違法性について

1 被告都の主張

被告都は、■■■■警部補の原告島田に対する本件弁解録取が違法とはいえないと主張し、その理由として大要次の3点を挙げる。

- ① ■■■■警部補が、原告島田に対して、同人の弁解を聞かずに、あらかじめ作成していた弁解録取書に署名及び指印を求めた事実はない。

② 警部補が、原告島田からの本件箇所の修正依頼に応じずに、あらかじめ作成していた弁解録取書に署名及び指印を求めた事実はない。

③ 警部補が、弁解録取書①を意図的に裁断し内容虚偽の被疑者弁解録取状況を作成するなどして、本件弁解録取の実態を隠蔽しようとした事実はない。

そこで、これらの理由について順に反論を加える。

2 あらかじめ作成した弁解録取書に、弁解を聞くことなく署名及び指印を求めた点について

被告都は、警部補が供述調書のドラフト（下書き）を作成したにとどまる旨を主張するが、上記第1・3のとおり、警部補の作成した供述調書は、取り調べ開始時点で既に完成されており下書きにとどまるものではなく、さらに、その内容も、警部補が恣意的に作成したものであり、取調べにおける原告島田の発言を反映したものではなかった。

この点、刑訴法198条3項は供述を録取することができる旨を定めるものであり、調書を捜査官が事前に作文することは認めていない。また、被疑者が供述していないことを供述調書に記載したり、原供述と趣旨を違えて録取することが許されないことも当然である。

なお、仮に事後的に被疑者が調書に誤のないことを申し立てたとしても、当該申し立ては捜査官により調書作成後の手続き（刑訴法198条4項及び5項）に過ぎないから、これによって調書作成行為の違法性は左右されないというべきである。

3 弁解録取書①の本件箇所の修正依頼に応じなかった点について

(1) 被告都は、原告島田が本件箇所を削除するよう求めたところ、■■■■警部補が、「社長と顧問の了承なく原告島田だけで方針を決めることは考えられないのではないか」などと申し向け、原告島田が「納得いかないが、確かにそれはそうです」と述べたと主張する。

しかし、■■■■警部補が原告島田に対して、「社長と顧問の了承なく原告島田だけで方針を決めることは考えられないのではないか」などと申し向けた事実も、原告島田が「確かにそれはそうです」などと述べた事実もない。

原告島田は、一貫して、原告大川原や亡相嶋と方針について協議したことはない旨を述べており、弁解録取の場においていきなり供述を変遷させ、■■■■警部補の言い分に納得することは不自然極まりない(まして原告島田は弁解録取手続直後に黙秘に転じている)。また、記載内容に納得して署名押印したのであれば、その直後に同一箇所について削除を求めることもあり得ない。

また、上記(3)アのとおり、増減変更申立てを拒否する権限など取調官には存在せず、増減変更申立てにかかる供述を調書に録取しないこと自体が違法である。

(2) 本件においては、弁解録取書①が作成されたこと、原告島田が弁解録取書①について増減変更申立てを行ったこと、弁解録取書①に原告島田が署名押印をしたこと、原告島田が弁解録取書①の作り直しを求め、弁解録取書②が作成されたことについては、争いがない。すなわち、原告島田は、自身の増減変更申立てを受けた■■■■警部補が弁解録取書を修正したかのように振る舞い、あらためて調書を手渡してきたため、修正に応じてもらったものだと思い込み、弁解録取書①に署名押印したものの、あらためて同弁解録取書を確認すると、修正されて

いなかったことに気づいたため、弁解録取書の作成し直しを求めたのである。

なお、作成された2通の弁解録取書は、それぞれが独立の供述調書（刑事訴訟法198条3項）になるところ、弁解録取書①にかかる上記行為は、被疑者の増減変更申立てを、詐術を用いて拒否するものであり、刑訴法198条4項に違反する違法な行為であって、これは弁解録取書②の有無によって左右されない。

4 弁解録取書①を裁断した点について

- (1) 被告都は、原告島田が弁解録取書①を「なかったことにしてほしい」旨を述べていたことから、弁解録取書①は東京地方検察庁への送致が不要であると判断して裁断し、その後、被疑者弁解録取状況報告書を作成して裁断経緯を明らかにしていると主張する。

しかし、原告島田が弁解録取書①を「なかったことにしてほしい」旨を述べたことはない。また、弁解録取書が公用文書に該当すること（最判昭和57年6月24日判例タイムズ476号82頁参照）を現職の警部補であり取調官でもある■■■■警部補が知らないはずはなく、送致不要であれば破棄してよいなどと判断するはずがない。

なお、■■■■警部補は、弁解録取書を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、過失により裁断機で裁断してしまった旨の被疑者弁解録取状況報告書を作成しているから、破棄の経緯がいずれであろうと、■■■■警部補が同報告書に虚偽の裁断経緯を記載したことに違いはない。

- (2) また、■■■■警部補が令和2年3月25日に作成した被疑者弁解録取状況報告書には、原告島田が増減変更申立てをした事実、及び、原告島田が、自身が訂正を申し立てた箇所が訂正されていないと述べた事

実が記載されておらず、████警部補が増減変更申立てを拒否したという刑訴法198条4項違反に関する事実が隠蔽されている。

- (3) 以上のとおり、████警部補が弁解録取書①は送致不要であるから破棄してよいなどと判断するはずがなく、また、████警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書には、虚偽の裁断の経緯が記載され、かつ被疑者の増減変更申立ての事実とこれに応じなかった事実という弁解録取書を作成しなおした経緯が隠蔽されていた。

このような行為は、被疑者の増減変更申立てを、詐術を用いて拒否するという悪質な法令違反行為を、さらに犯罪すら疑われる態様で隠蔽したものである。

この点、被疑者弁解録取状況報告書は令和2年3月25日に作成されており、████警部補が、裁断行為から約2週間の間、故意に報告をしなかった事実が認められる。このことは、このような隠蔽を試みたことの表れである。

5 小括

以上のとおり、上記████警部補の行為は、被疑者の供述に基づかず、事前に調書を作成し、これに署名押印を求めるという、刑事訴訟法の定める供述調書の作成手続を履践していない点、及び、被疑者の増減変更申立てに対して詐術を用いてこれを拒んだ点で、法令に違反する行為である。加えて、そのような法令違反行為を、弁解録取書の裁断及び虚偽の報告書の作成によって隠蔽しようとした点で、その違法性は極めて重大である。

このような行為が、社会通念上相当と認められる限度を超えた捜査手法であることは明らかである。

以上